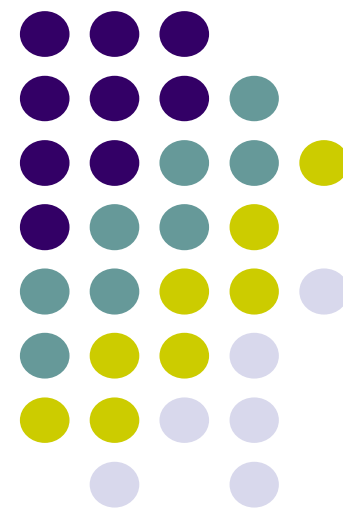


建設現場における安全管理 と熱中症対策について

令和8年6月5日(金)

富士労働基準監督署

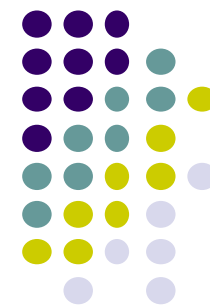


次 第

- 全国安全週間について
- 労働災害の発生状況について
- 現場の安全管理について
- 熱中症対策について



- 全国安全週間について
- 労働災害の発生状況について
- 現場の安全管理について
- 熱中症対策について



全国安全週間について

全国安全週間は昭和3年からスタートし、
「人命尊重」という遂行な基本理念のもと
「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」
を目的として毎年実施されてきました。
今年で99回目となります。

令和8年度スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

| | |
|-------------|-------------------|
| 実施期間 | 7月1日～7月7日 |
| 準備期間 | 6月1日～6月30日 |



全国安全週間及び準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全大会等の経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者への意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施（経営トップなど）

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

業種横断共通実施事項（抜粋）



発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

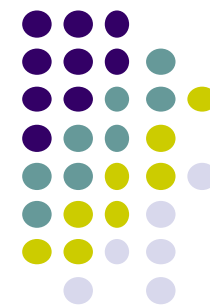
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策（転倒・腰痛など）
高年齢労働者に対する「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく措置の実施

外国人労働者等に対する母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

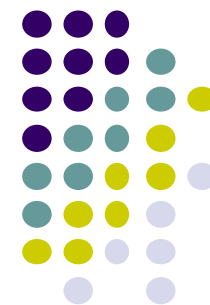
熱中症予防対策について、連絡体制の整備等の法令に基づく措置の徹底、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間（7月）における重点的な取組み

個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

建設業における実施事項（抜粋）

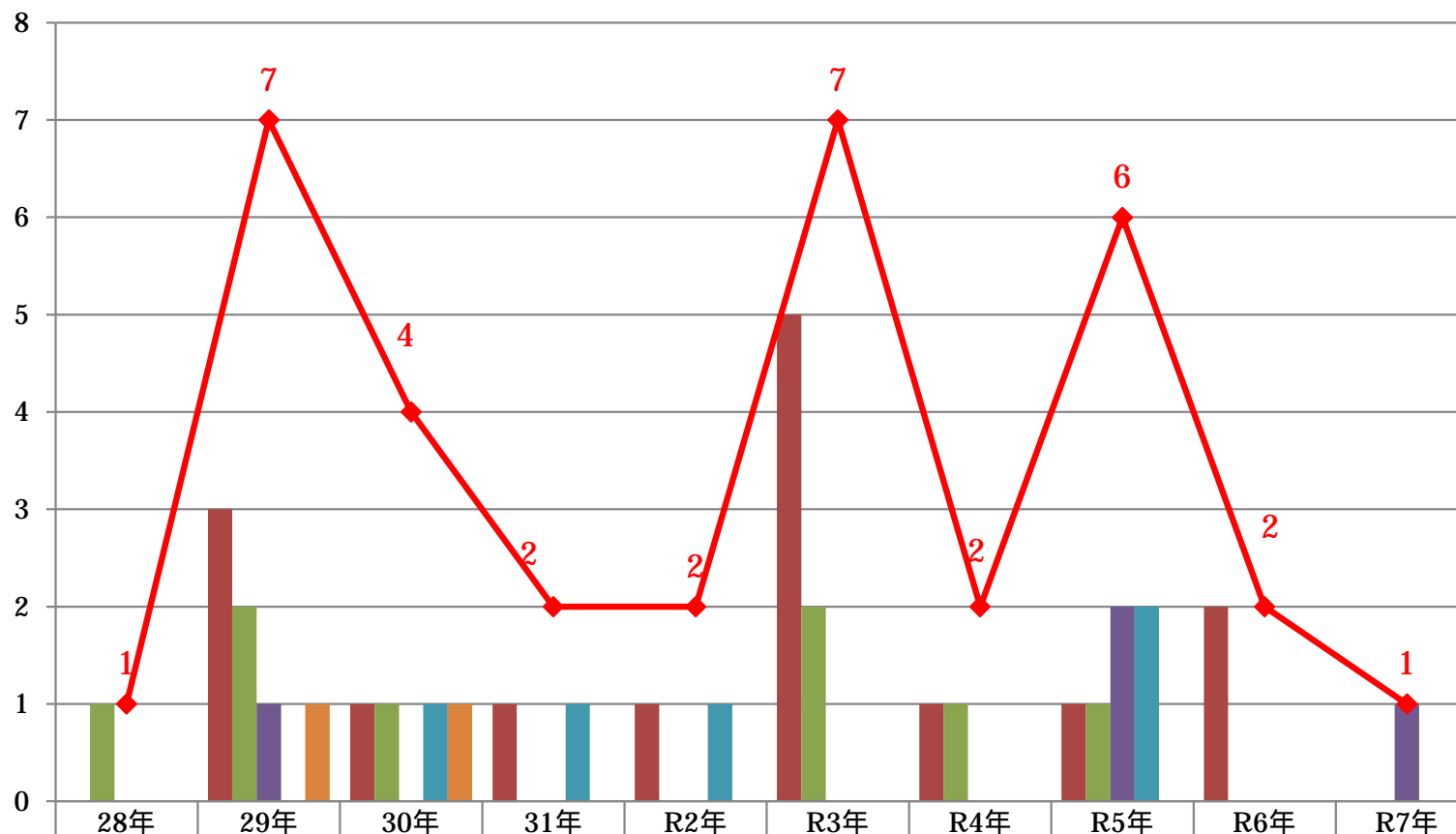


「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策安全衛生活動の推進



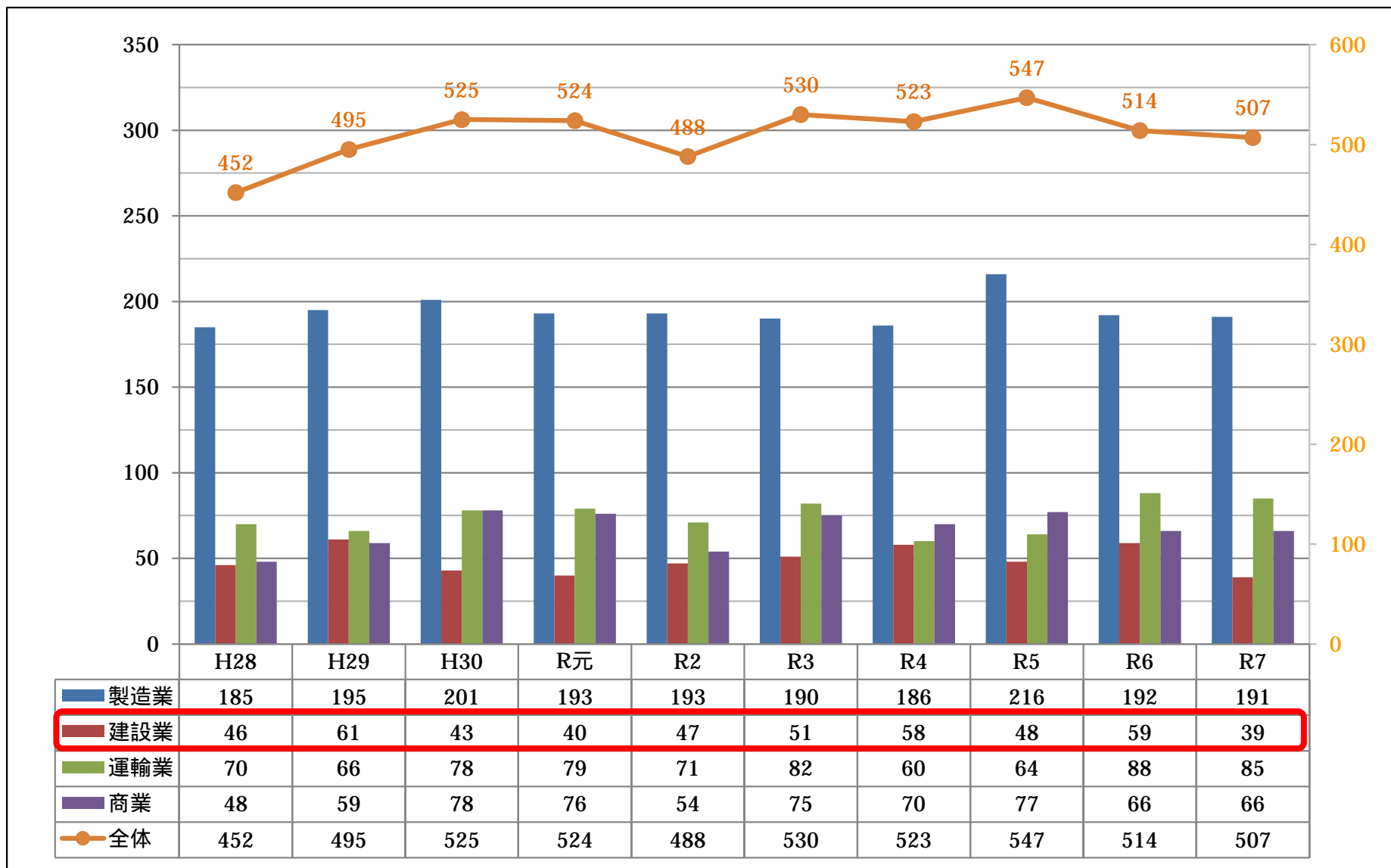
- 全国安全週間について
- 労働災害の発生状況について
- 現場の安全管理について
- 熱中症対策について

死亡災害の年別推移(富士署管内)



| | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 建設業 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 運輸交通業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 商業 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全業種 | 1 | 7 | 4 | 2 | 2 | 7 | 2 | 6 | 2 | 1 |

死傷災害の年別推移(富士署管内)



令和7年分 死傷病報告受理状況（確定値）

令和8年3月31日現在

(新型コロナウイルスを除く)

事故の型別・起因物別 件数

Table with columns: 号別, 業種, 3月, 年累計 (7年, 6年), 前年比, 事故の型, 原因物, 合計. Includes sub-tables for 起因物 and フォークリフト災害.

※その他の事業等とは 8. 3理美容業 8. 4その他の商業 9金融・広告業 10映画・演劇業 11通信業 12教育・研究業 13. 1医療保健業 13. 3その他の保健衛生業 14. 1旅館業 14. 3その他の接客娯楽業 16官公署 17. 2その他の事業をいう。

○内の数字は死亡内件数

令和7年分 死傷病報告受理状況（確定値）

令和8年3月31日現在

(新型コロナウイルスを除く)

事故の型別・起因物別 件数

Table with columns: 号別, 業種, 3月, 年累計 (7年, 6年), 前年比, 事故の型, 原因物, 合計. Includes sub-tables for 起因物 and フォークリフト災害.

※その他の事業等とは 8. 3理美容業 8. 4その他の商業 9金融・広告業 10映画・演劇業 11通信業 12教育・研究業 13. 1医療保健業 13. 3その他の保健衛生業 14. 1旅館業 14. 3その他の接客娯楽業 16官公署 17. 2その他の事業をいう。

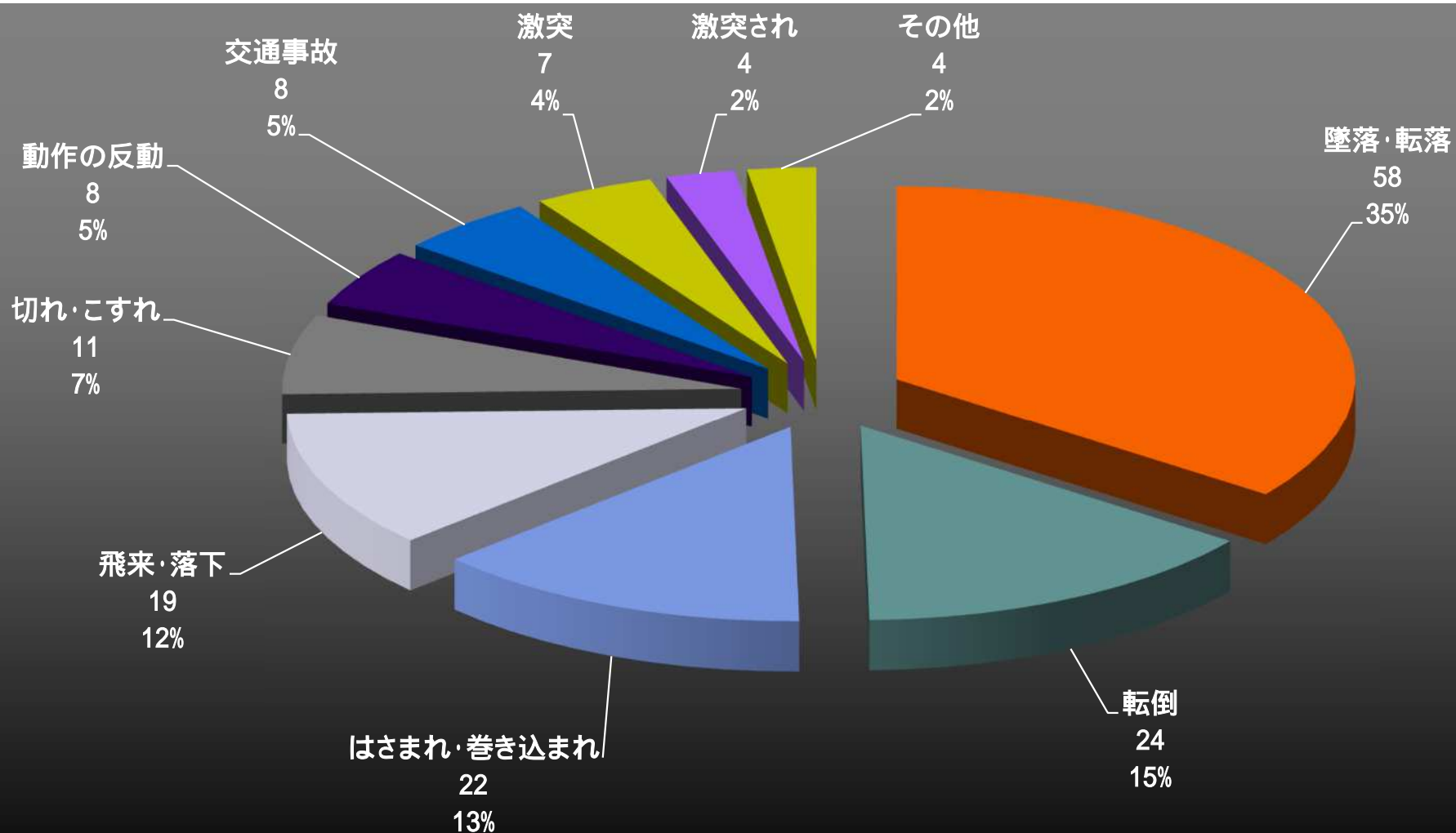
○内の数字は死亡内件数

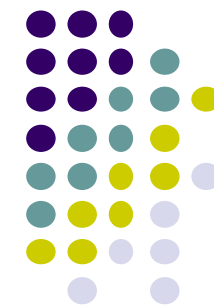




事故の型別

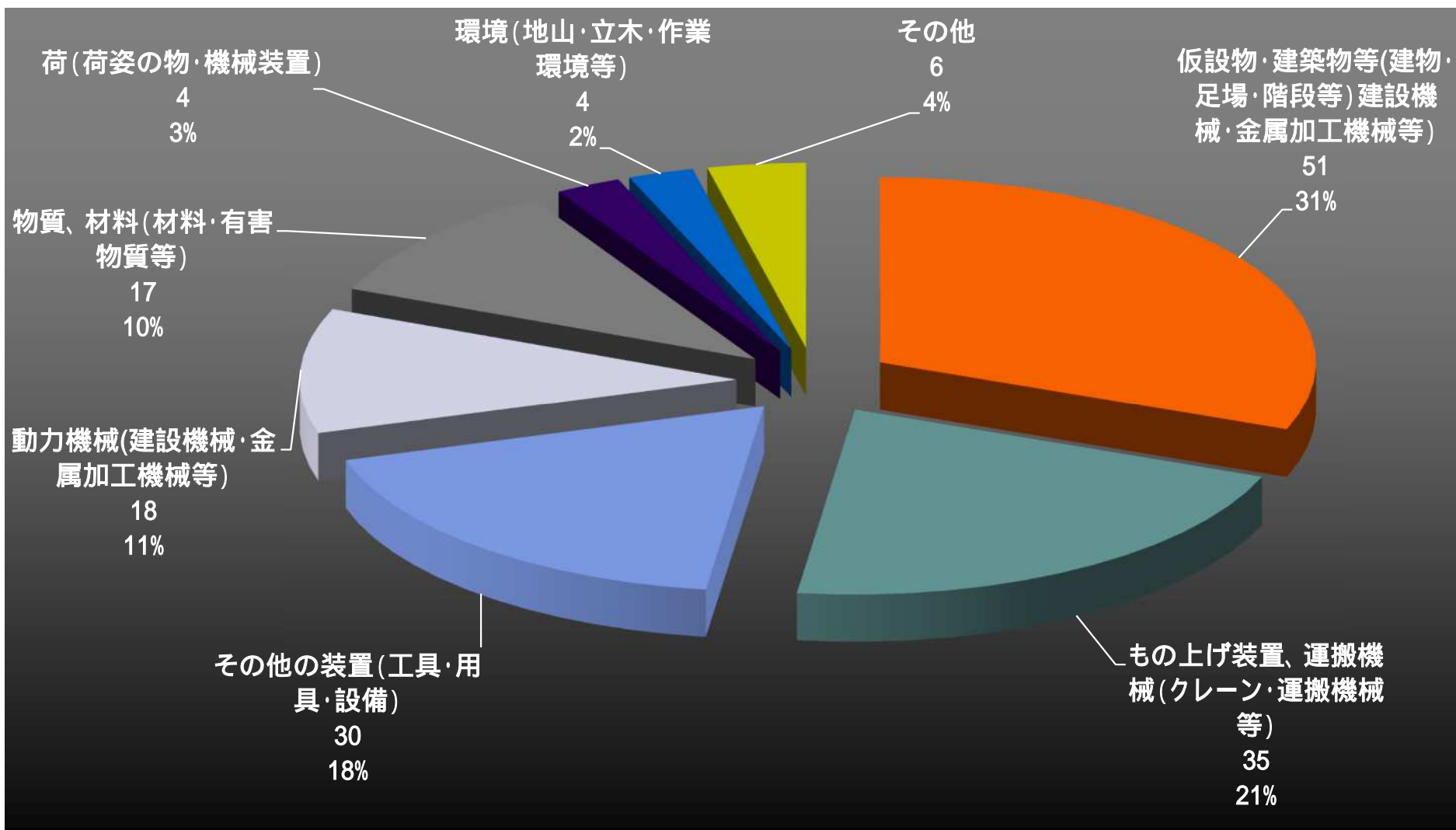
令和4年から令和6年建設業死傷災害165件の内訳（富士署）





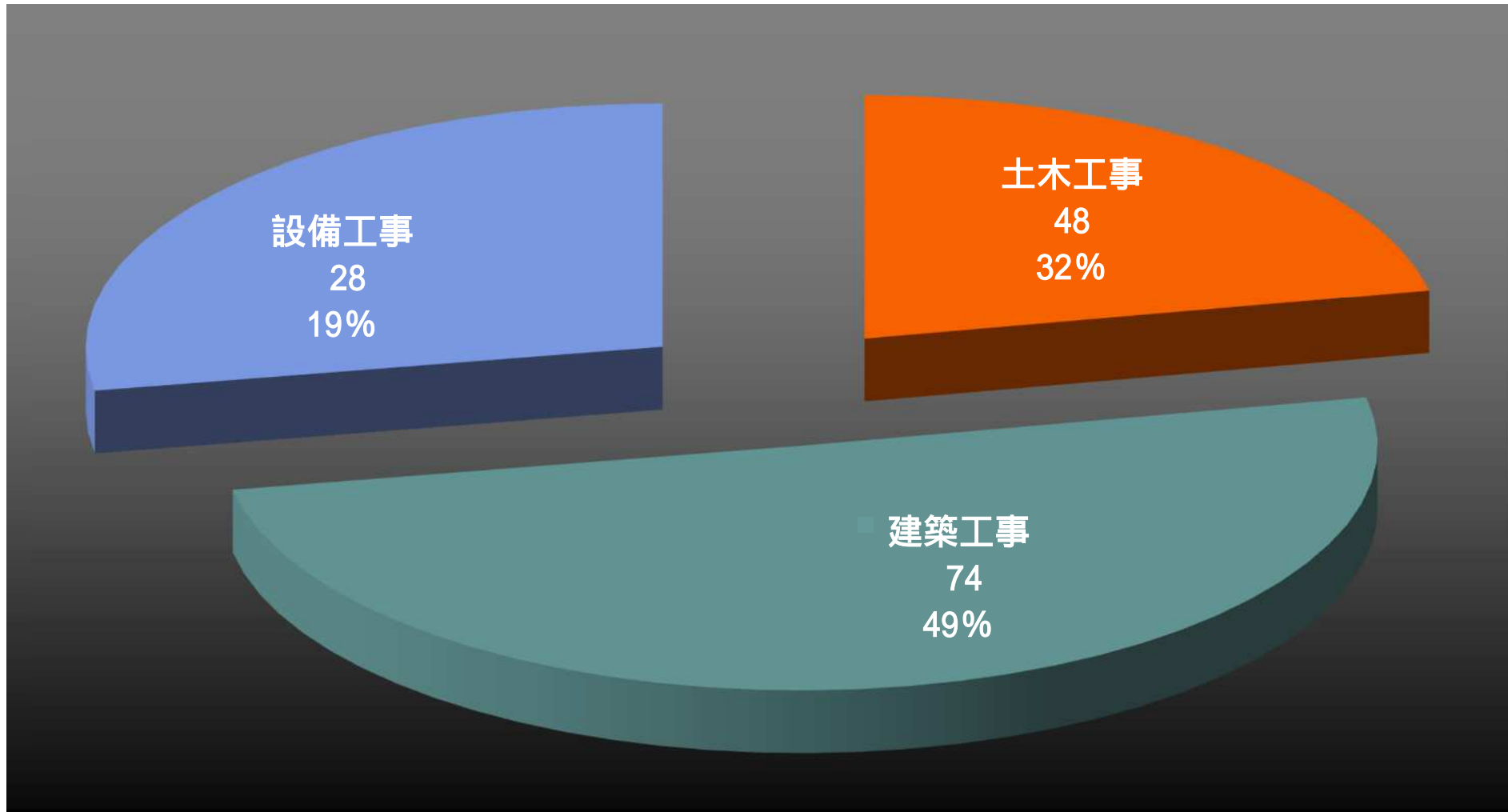
起因物別

令和4年から令和6年建設業死傷災害165件の内訳（富士署）



工事種別

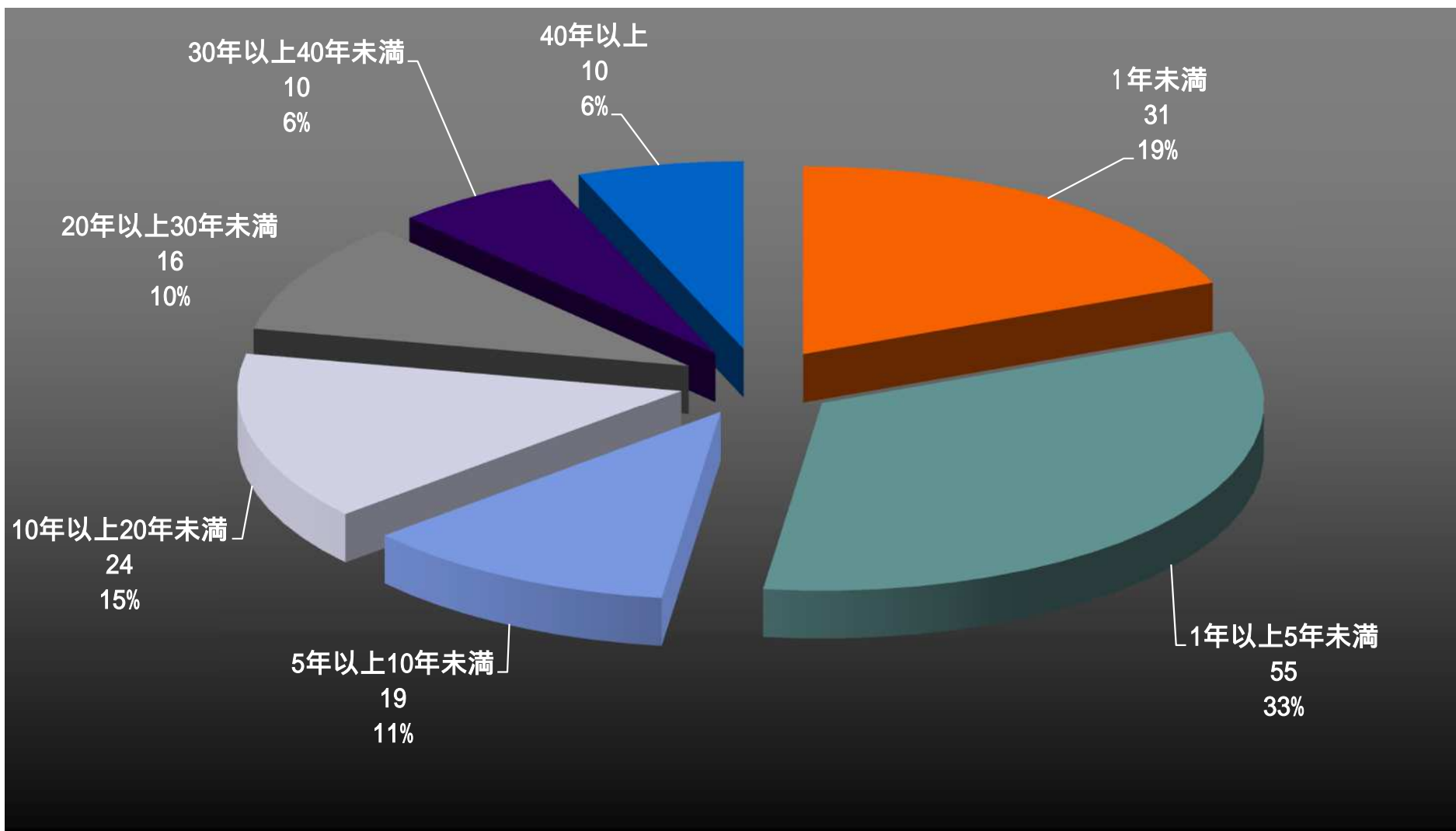
令和4年から令和6年建設業死傷災害165件の内訳（富士署）

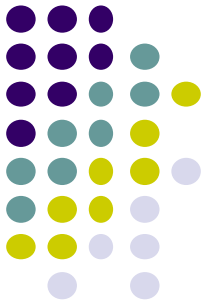




経験年数別

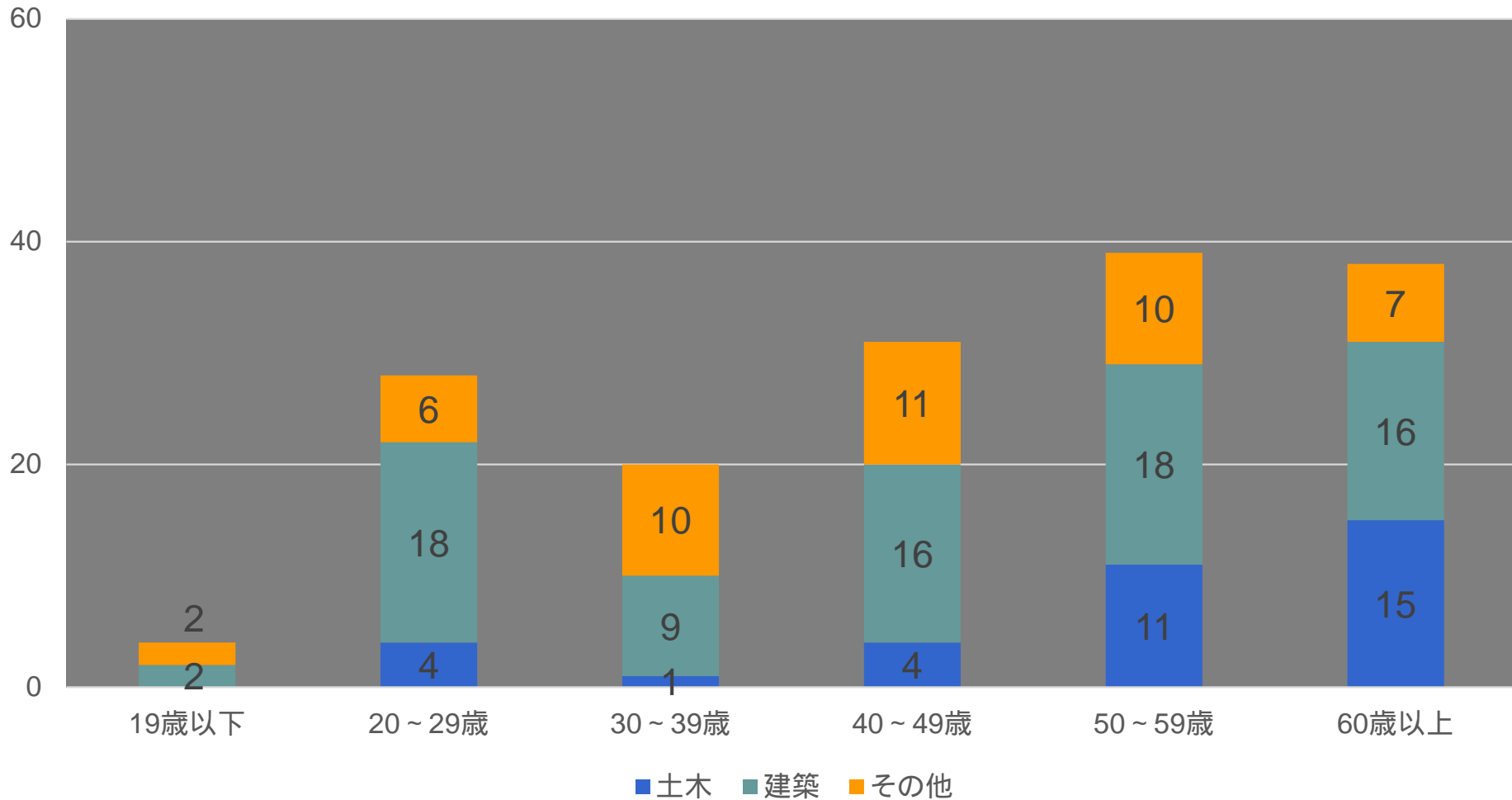
令和4年から令和6年建設業死傷災害165件の内訳（富士署）

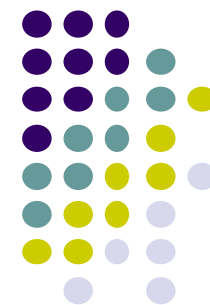




年齢別・工事の種類別発生状況

令和4年から令和6年死傷災害165件の内訳（富士署）



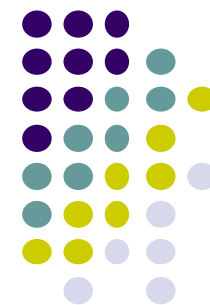


災害発生状況のまとめ

- 死傷災害は507名で、令和6年と比較して7名減少した。
- 建設業は、令和6年と比較して20名減少した。
- 建設業の過去3年の死傷災害の事故の型別では、墜落・転落が36.0% (前年比7.8%増)と最も多く、次いで、転倒の16.0% (前年比3.3%増)、はさまれ・巻き込まれの13.0% (前年比1.9%減)であった。
- 工事の種類別では、建築工事業が49.0% (前年同)と約半数を占めている。
- 経験年数別では、5年未満の割合が46% (前年比3%増)と高く、また30年以上のベテラン17% (前年比1%減)と高い。



- 全国安全週間について
- 労働災害の発生状況について
- **現場の安全管理について**
- 熱中症対策について



足場に関する法改正について

1 . 一側足場の使用範囲が明確化

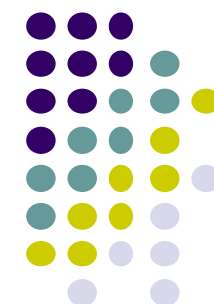
幅が1 m以上ある場所で足場を組み立てるときは、**原則本足場を使用しなければならない。**

施行日：令和6年4月1日

2 . 足場の点検時の点検者の氏名及び記録

事業者もしくは注文者は、足場の組み立て解体、または悪天候後等の後において、足場を使用する前に行う点検について、点検者を指名して点検及び補修を実施すること。また、その結果と点検者の氏名について記録の作成及び保存が必要になります。

施行日：令和5年10月1日

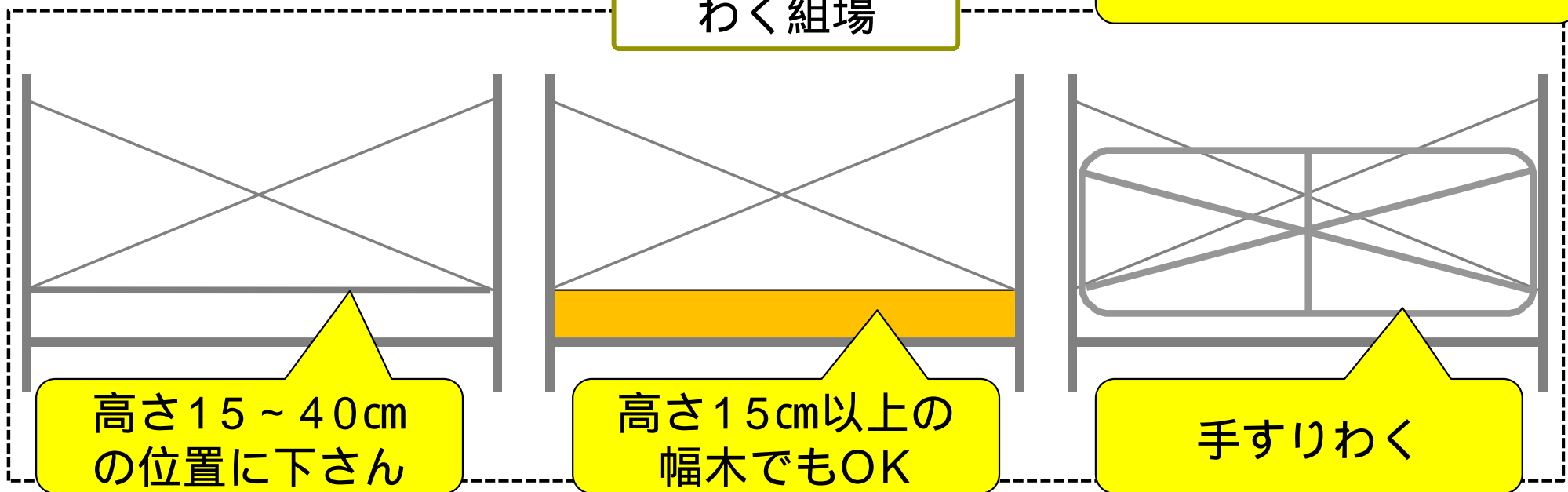


わく組足場の場合の措置

「交さ筋かい」 + 「下さん等」（高さ15cm ~ 40cm）
「手すりわく」

いずれかでOK

わく組場



check!

・ 枠組みの場合「交さ筋かい」は手すり等と見なされるが、下部の隙間対策として、下さん等の設置が必要



わく組以外の足場の場合の措置

手すりの高さ（高さ85cm以上）

両方必要

手すりに加え、「中さん等」（高さ35cm～50cm）

単管足場など

手すりの高さ
85cm以上

手すりの高さ
85cm以上

高さ35～50cm
の位置に中さん

高さ85cm以上
の防音パネル等

わく組足場の妻面

わく組足場以外の
足場に該当する

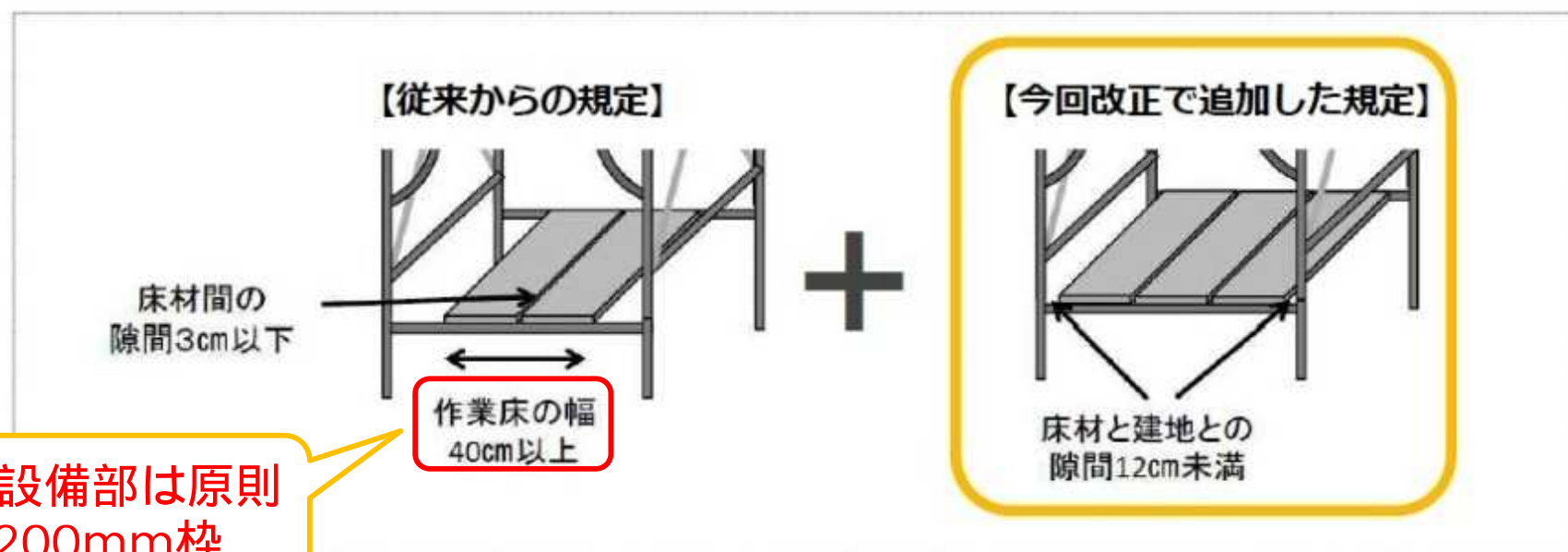
check!

- ・ 「一側足場」（建地1本で荷重を支える足場）は適用外（足場敷地1m未満に限る）
- ・ 「中さん」には繊維ロープ等たわみのある材料は使用不可

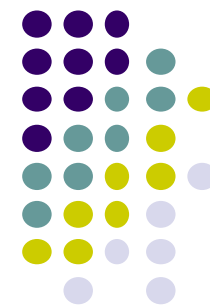
床板と建地の隙間に関する措置

足場での高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。



クレーン機能付きドラグショベルの 留意事項

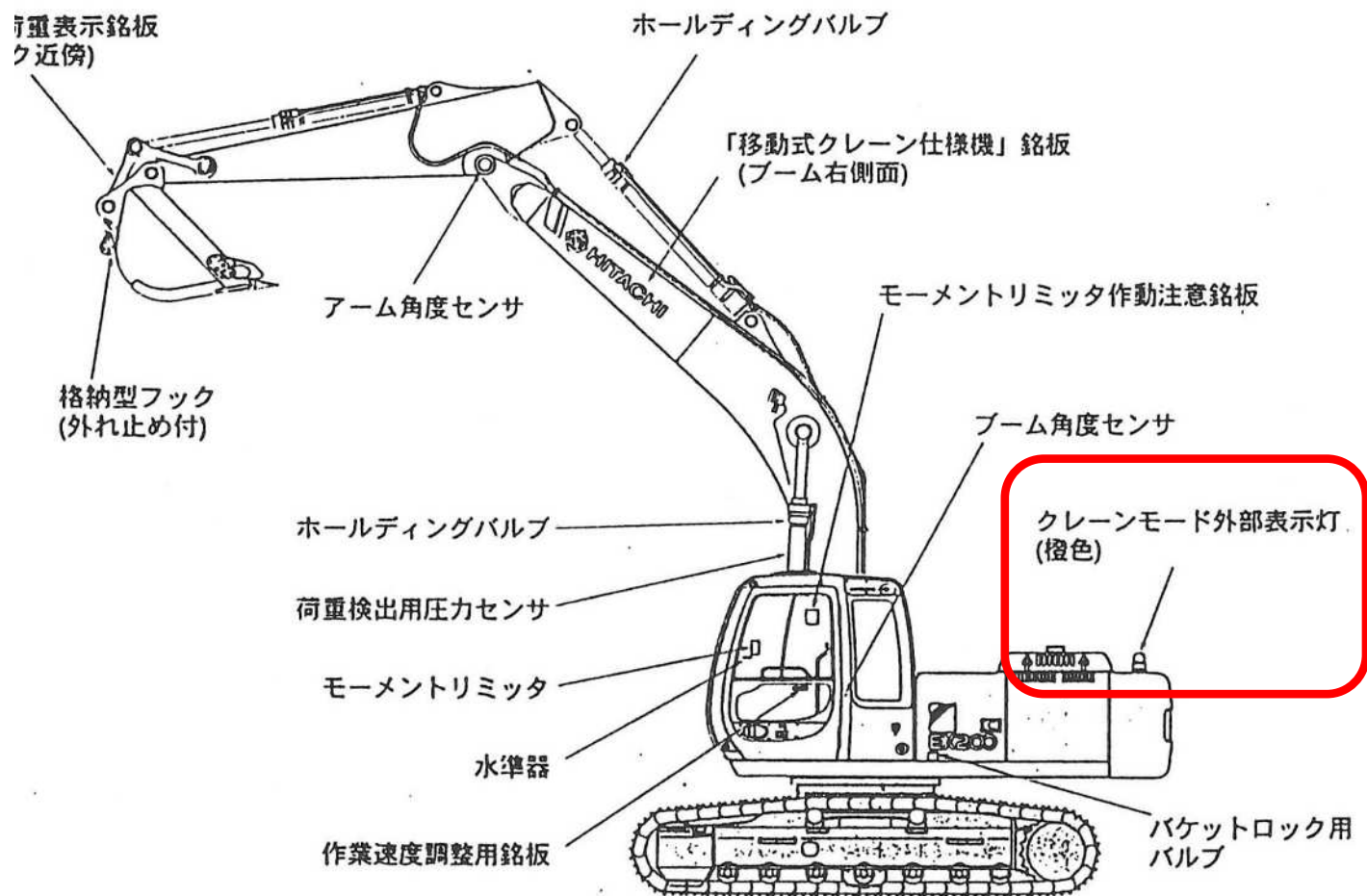
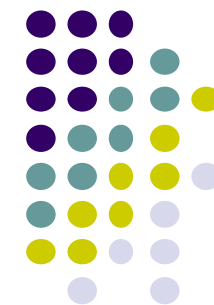
移動式クレーン作業計画を作成する

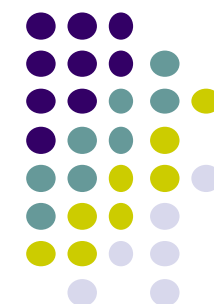
運転資格は、掘削工事用に加えて、移動式クレーンが必要

移動式クレーンに関する自主点検(始業前・月齢・年次)が必要いなかったもの

運転時は、クレーンモードに切替する必要がある
作業範囲がアームの可動範囲となることに留意

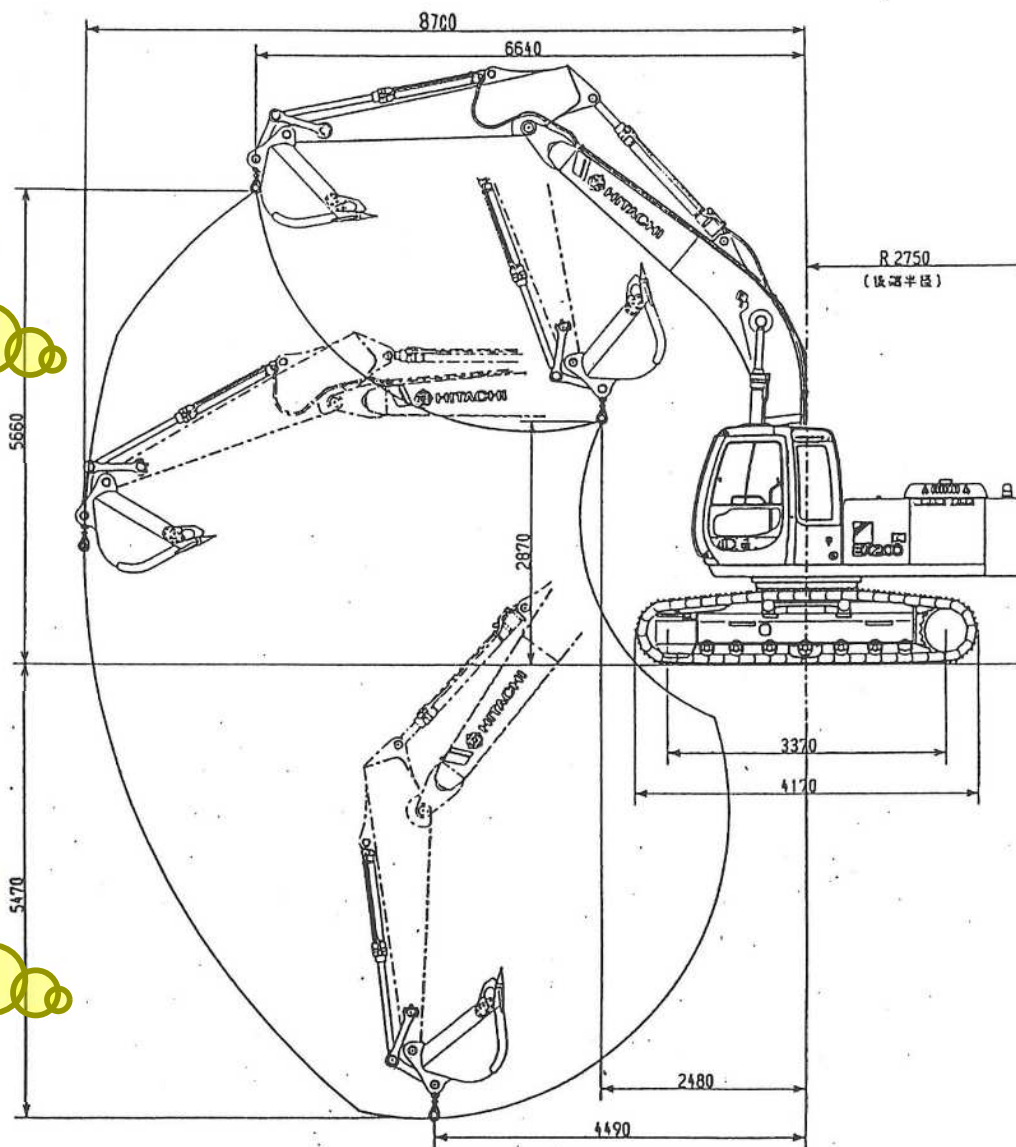
クレーン機能付ドラグショベル

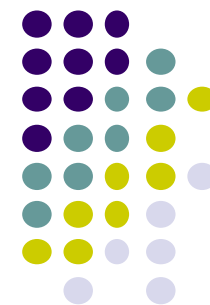




巻き上げできない
つりしろが少ない

可動範囲が限定的で注意が必要

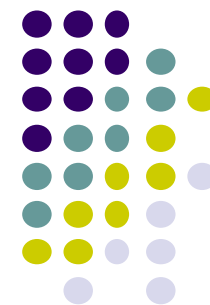




石綿則第 3 条の事前調査

事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

| | |
|-------|---|
| 建築物とは | 全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む |
| 工作物とは | 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等 なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である |
| 船舶とは | 船体の主たる構造材が鋼製のものをいうもの |

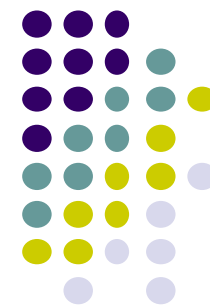


事前調査結果報告

・ 事前調査結果報告とは

事前調査自体は、原則すべての工事で実施する必要がありますが、下記に示す規模の工事を行う施工業者等は、労働基準監督署及び自治体（大気汚染防止法に基づくもの）に対して、調査を実施した結果の報告（事前調査結果報告）をあらかじめ行う必要があります。

| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
|-----------------------------|-------|---------------------------------|
| すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が80m ² 以上 |
| | 改修 | 請負金額が税込100万円以上 |
| 特定工作物 | 解体・改修 | 請負金額が税込100万円以上 |
| 船舶 (鋼製のものに限る) | 解体・改修 | 総トン数20トン以上 |



特定工作物

特定工作物とは、石綿則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物に掲げる工作物で、以下の工作物が該当する

- ア 反応槽
- イ 加熱炉
- ウ ボイラー及び圧力容器
- エ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建設設備を除く。）
- オ 焼却設備
- カ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建設設備を除く。）
- キ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ク 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- ケ 変電設備
- コ 配電設備
- サ 送電設備（ケーブルを含む。）
- シ トンネルの天井板
- ス プラットホームの上家
- セ 遮音壁
- ソ 軽量盛土保護パネル
- タ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- チ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）



事前調査者の資格

事前調査は、工事の規模にかかわらず解体及び改修工事時に必要になっていますが、その調査を行うものは、以下の資格を有する者に限定されます。製造業等で自社の労働者が作業する場合も調査対象となることに留意。

| 資格名 | 対象範囲 |
|----------------------------------|---------------------|
| 特定建築物石綿含有建材調査者 | すべての建築物 |
| 一般建築物石綿含有建材調査者 | すべての建築物 |
| 一戸建て等石綿含有建材調査者 | 一戸建て住宅・共同住宅の住戸内部に限る |
| 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの | すべての建築物 |
| 船舶建築物石綿含有建材調査者 | 船舶内装材 |

講習
機関は
こちら



「工作物」は令和8年1月1日着工工事から有資格者の対象



蜂刺されにご注意を！！

● 蜂の種類・危険な時期

日本で人に刺す代表的な蜂は、スズメ蜂類(約16種)、アシナガ蜂類(約11種)、ミツバ蜂類(約16種)

危険な時期は、スズメ蜂は7月～10月、アシナガ蜂は7月～8月、ミツ蜂は1年中である。

● スズメ蜂の特徴

攻撃的で毒は猛毒である。

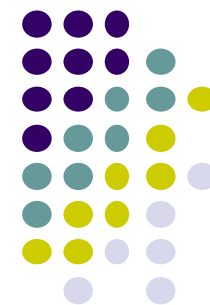
黒いものに激しく反応を示す。

巣の近くでは、振動、香水や整髪料などに敏感に反応する。

巣の周辺数m～10m範囲内に、偵察蜂が警戒している。

● 適した服装等

明るい服装で、長袖・長ズボン・保護帽・皮手袋・ゴーグル



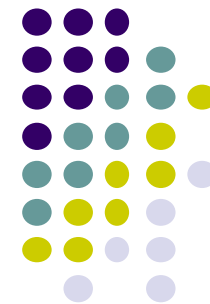
蜂刺されにご注意を！！

● 現場入場時の注意

新規入場時に過去に蜂に刺されたことがあるなど、アレルギー体質があるか確認する。なお、必要に応じてエピペンの有無を確認する。
ポイズンリムーバーやスズメ蜂忌避剤の準備をする。
作業開始前に蜂の巣がないか確認を実施する。

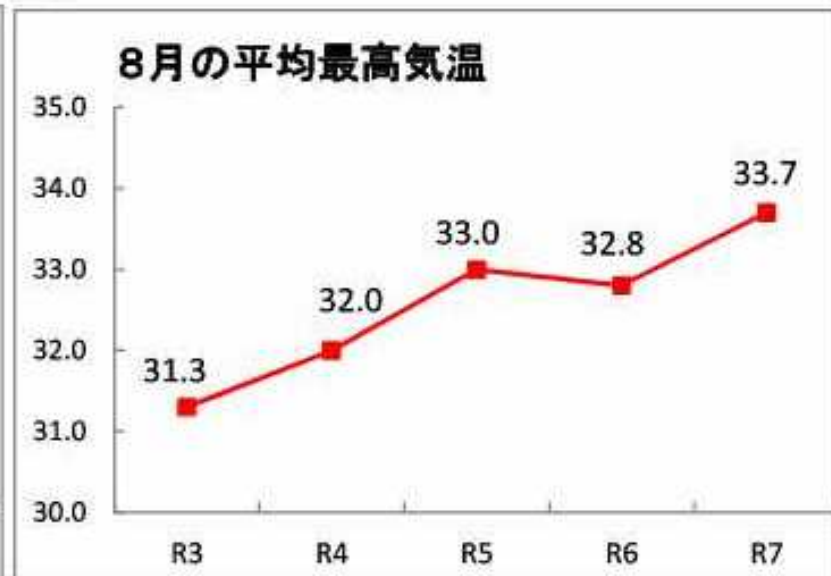
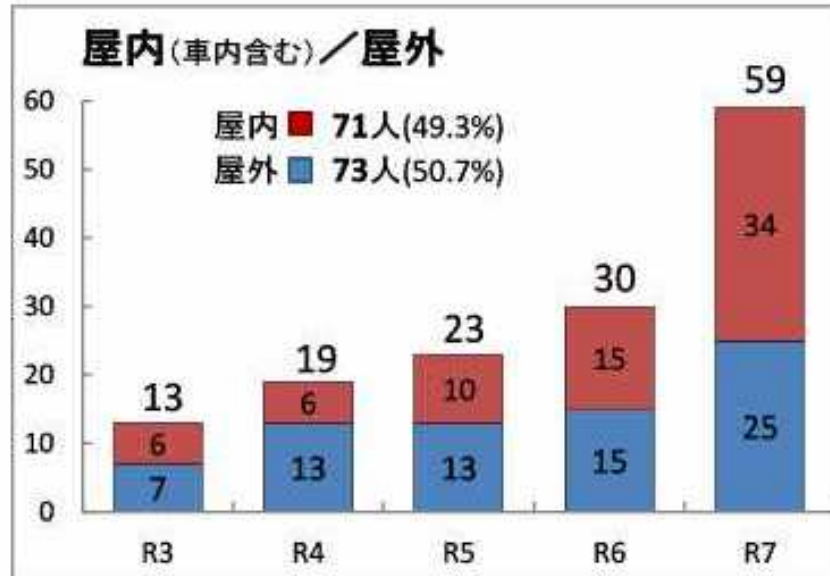
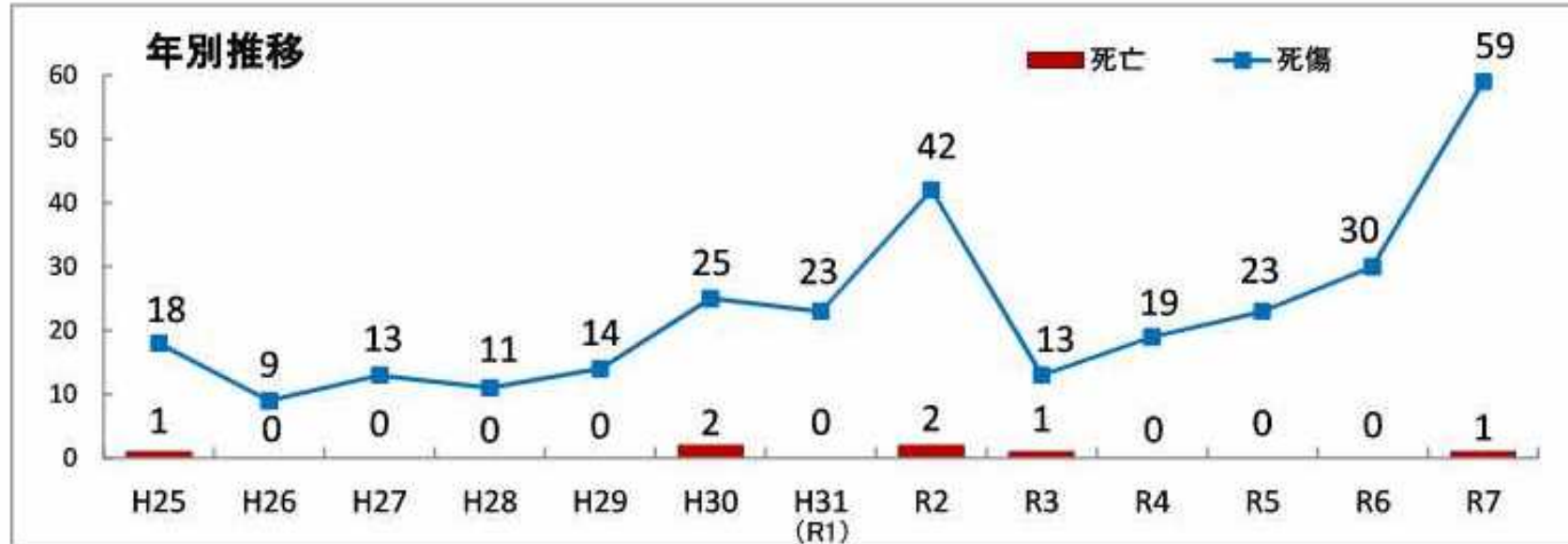
● 刺された場合の応急措置

速やかに刺された場所から退避する。
毒針がのこっている場合、速やかに取り除き、毒を押し出す。(ポイズンリムーバーが有効)
濡れタオルや氷で患部を冷却し、毒が体内に廻るのを抑制する。
赤く腫れたら抗ヒスタミン軟膏を塗る。
症状が悪化した場合は、速やかに119番通報する。

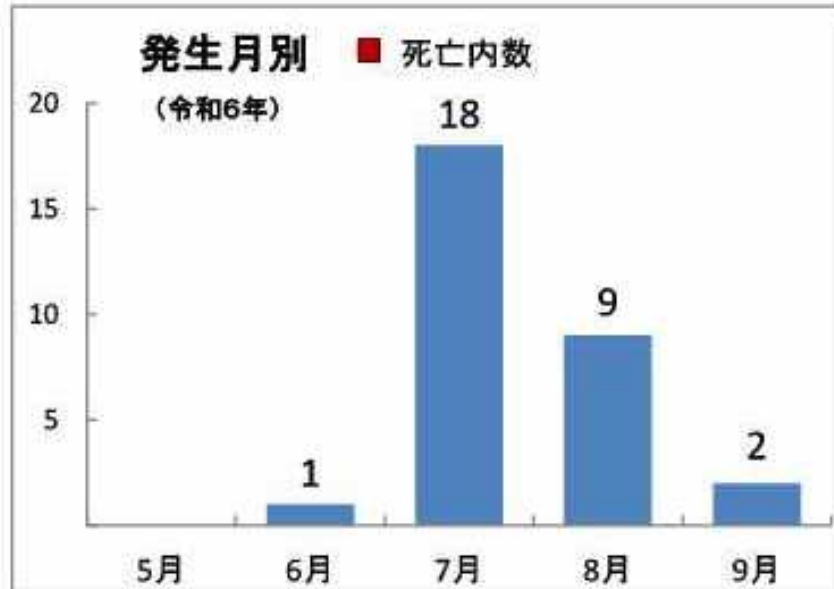
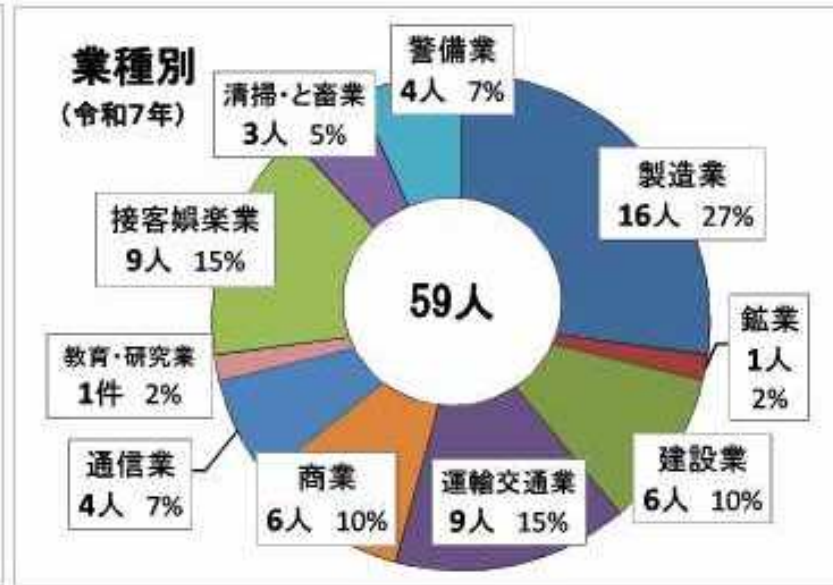
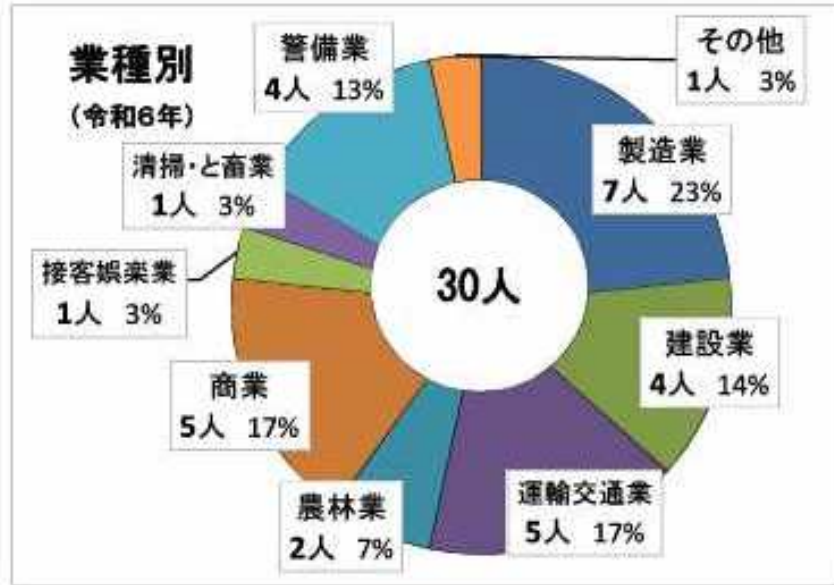


- 全国安全週間について
- 労働災害の発生状況について
- 現場の安全管理について
- **熱中症対策について**

静岡県内の熱中症による労働災害の発生状況



静岡県内の熱中症による労働災害の発生状況



静岡県内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の熱中症による死亡災害発生状況

工場内で新幹線車両の組付けを行う作業現場に、一次下請の労働者として入場していた被災者は、作業場を一時離脱して作業場外で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに、乗車しようと立ち上がったところ、倒れ込み、地面に後頭部を打ち付け、意識を失ったため、緊急搬送をしたものの、3日後に死亡した。

熱中症災害発生状況まとめ

- 令和7年の死傷災害は59名(うち建設業では6名)で、令和6年と比較して29名増加した。
- 屋外・屋内の発生割合は、直近5年間で半々程度。
- 平均気温の上昇に伴い、熱中症の死傷災害の人数も増加傾向にある。
- 令和7年における発生時期は7月、8月に集中しているが、暑さに慣れていない5月にも発生している。

労働安全衛生規則の改正について

令和7年7月1日施行

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

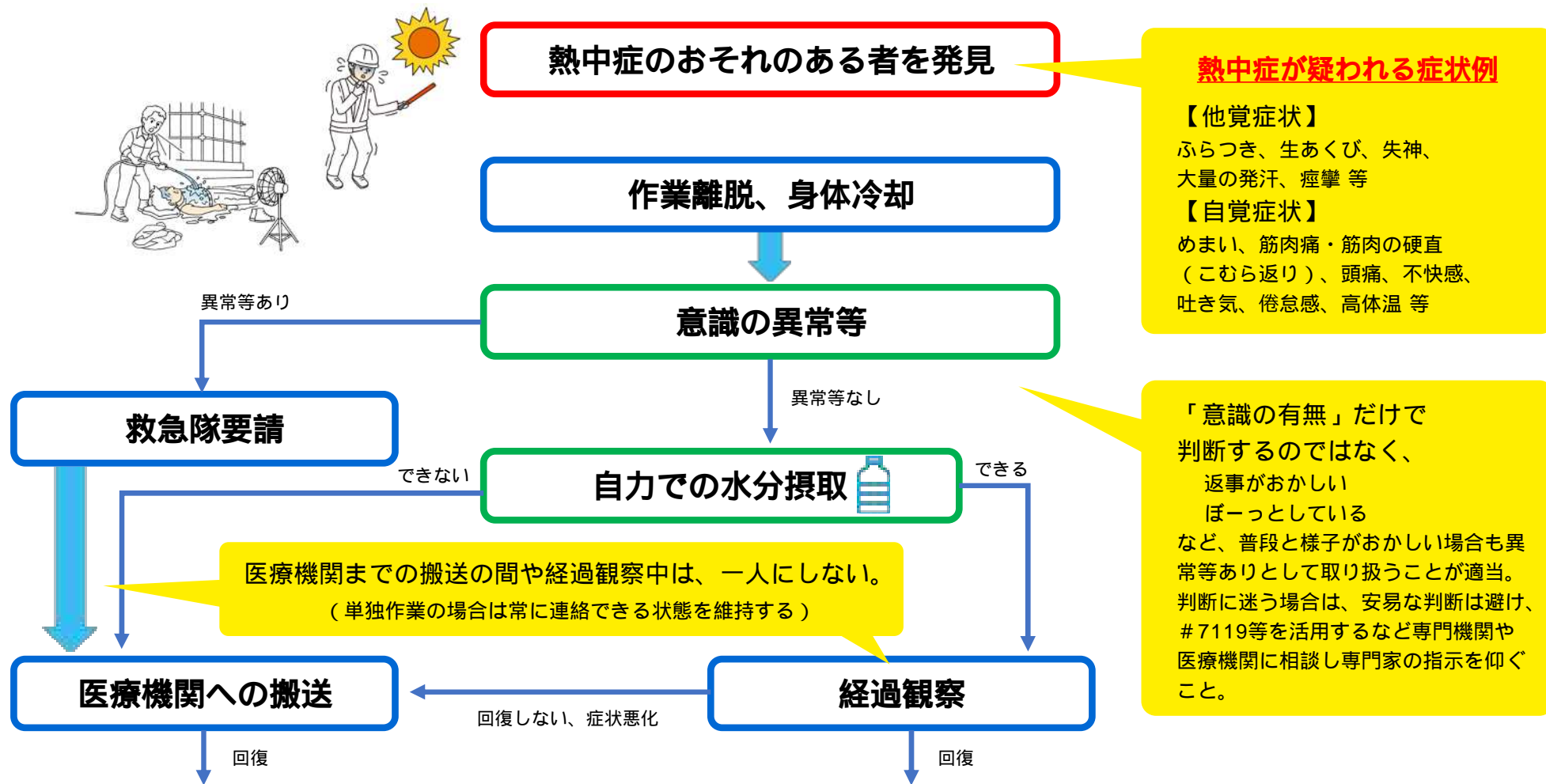
参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

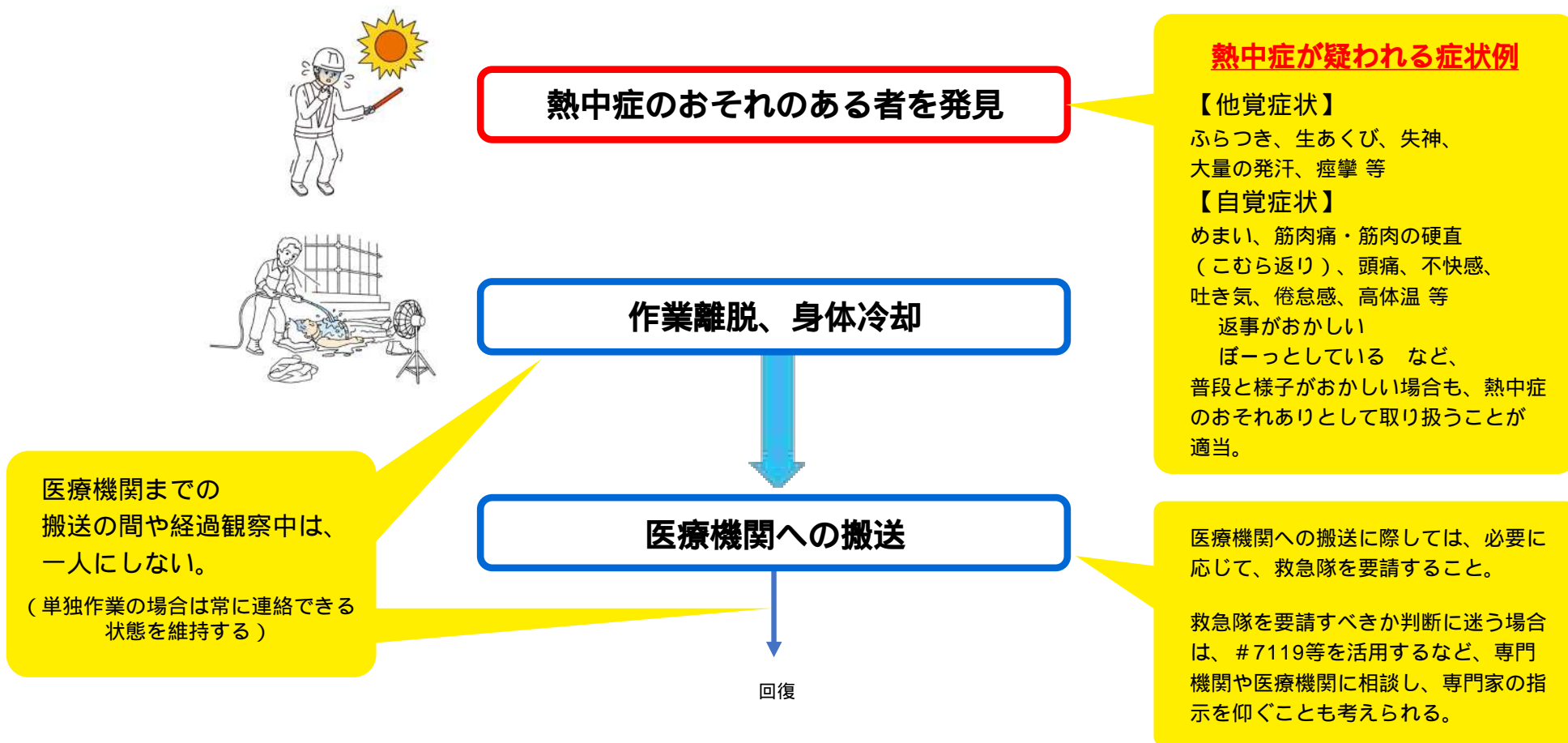
これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

関係条文

以前までの熱中症対策の措置

| 労働安全衛生規則 | 条文 |
|----------|--|
| 第617条 | 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない |

追加された熱中症対策の措置

| 労働安全衛生規則 | 条文 |
|----------------|--|
| 第612条の2 | 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 |
| 第612条の2 第2項 | 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。 |

解 説

| | |
|---------------------|--|
| Q.暑熱な場所とは | A.湿球黒球温度（WBGT値）が28度以上又は気温が31度以上の場所 |
| 留意点 | 出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合、作業場所から作業場所へ移動時にも含まれる |
| | 暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で実測し判断する なお、通風よい屋外作業の場合、天気予報、環境省の熱中症情報サイト等も可 |
| Q.熱中症を生ずるおそれのある作業とは | A.継続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業 |
| 留意点 | 実際に作業している時間であるか移動時間であるかを問わず、実労働時間で判断する。休憩時間は除く |
| Q.当該作業に従事する者とは | A.当該作業場所において作業を行う者 |
| 留意点 | 当該作業に従事する労働者以外の者も含まれる |

解 説

Q. 報告をさせる体制の整備とは

A. 責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定めておくこと。また、作業場所に報告先の掲示物を行う方法等により周知する

留意点

- ・ 責任者等による作業場所の巡視
- ・ 2人以上の作業者が作業中に互いの健康状況を確認するバディ制の採用
- ・ ウェアラブルデバイスを用いた作業者の把握
- ・ 責任者と作業者双方での定期連絡
組み合わせで対応が望ましい

作業日の作業開始前までに整備する必要があるが、夏季の屋外作業のように一定期間同一の従事者によって連続する作業の場合は、日々周知する必要はない

解 説

| | |
|-----|---|
| 周知 | 報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある |
| 留意点 | 見やすい箇所への掲示 メール送信 文書での配布 朝礼時おける口頭伝達（確実に伝わるとは言えないので、好ましくはない） |

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話 ○○-○○○○）
代理 ○○○○（電話 ○○-○○○○）

解 説

Q. 身体の冷却とは A. 作業服を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンに当てること等により、体外から冷却すること

留意点 アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等で、体内から冷却する方法もある
容態が急変することがあるので、一人きりにしないこと

その他の留意事項

安衛則第606条の「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの」には、屋内作業場であって、改正安衛則第612条の2第1項に定める「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われるものが含まれること

安衛則第614条の「著しく暑熱、又は多湿の作業場」において休憩設備を設ける場合には、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温湿度を低下させる措置を講ずることが望ましいこと

熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、安衛法第59条第1項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要があること

職場における熱中症防止のためのガイドライン

令和8年3月策定

第1 目的等

- 職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその**業種・業態に応じて適切に選択**して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
- 事業者は、**第2に示す方法**（WBGT 値の把握など）**により熱中症リスクを把握・評価**する。
- 事業者は、上記の評価結果に基づき、実施することが適切な対策を**第3に示す措置**（「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」など）**から選択して実施**する。

ガイドライン全文はこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
有害性としては、高温・多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服・保護具、身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握

JIS B 7922 等に適合した WBGT 指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

熱中症リスクの低減のための措置の検討

作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。

事業場の実情を踏まえて作業管理。

高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

各種管理者等の選任と役割 衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
作業手順・作業計画の策定
報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

WBGT 値の低減
発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
休憩場所の整備等
休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
服装による身体冷却 透湿性 通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
業種・作業別の対応例の作成

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第3 熱中症リスクに応じた措置（続き）

4 健康管理

健康診断結果に基づく対応

日常の健康管理等

作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

熱中症予防管理者労働衛生教育 職長等向け教育 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

実施時期 おおむね4月中までに準備することが望ましい。

いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について

常時雇用の労働者と同様に法令やガイドラインに基づく措置の実施が必要。

注文者や作業場所管理事業者による配慮

労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について 自ら対策実施、知識習得が重要

職場における熱中症防止のためのガイドライン

図表

表 1 - 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

表 1 - 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (-WBGT)

表 2 熱中症の症状と分類

熱中症による健康障害発生時の対応計画

(参考) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

表 2 熱中症の症状と分類

| 分類 | 症状 | 重症度 |
|------------|--|--------|
| I 度 | めまい・生あくび・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。) 筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。) 大量の発汗 | 小 |
| II 度 | 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。) 集中力や判断力の低下 | ↓ 大 |
| III 度・IV 度 | 意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。) 高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。) | |

職場における熱中症防止のためのガイドライン

表 1-1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値

| 区分 | 身体作業強度（代謝率レベル）の例 | WBGT 基準値 | |
|----------|---|--------------------|---------------------|
| | | 暑熱順化者の WBGT 基準値 °C | 暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C |
| 0 安静 | 安静、楽な座位 | 33 | 32 |
| 1 低代謝率 | 軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下の平坦（坦）な場所での歩き。 | 30 | 29 |
| 2 中程度代謝率 | 継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押し引きしたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平坦な場所での歩き；鍛造 | 28 | 26 |
| 3 高代謝率 | 強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平坦な場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押し引きしたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。 | 26 | 23 |
| 4 極高代謝率 | 最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平坦な場所でする；7km/h 以上で平坦な場所を歩く。 | 25 | 20 |

表 1-2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值（°C-WBGT）

| 組合せ | コメント | WBGT 値に加えるべき着衣補正值（°C-WBGT） |
|-------------------------------|--|----------------------------|
| 作業服 | 織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。 | 0 |
| つなぎ服 | 表面加工された綿を含む織物製 | 0 |
| 単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服 | ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地 | 2 |
| 単層の SMS 不織布製のつなぎ服 | SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。 | 0 |
| 織物の衣服を二重に着用した場合 | 通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。 | 3 |
| つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合 | 巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。 | 4 |
| フードなしの単層の不透湿つなぎ服 | 実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。 | 10 |
| フードつき単層の不透湿つなぎ服 | 実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。 | 11 |
| 服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服 | — | 12 |
| フード | 着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。 | +1 |

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、その共重合体等の総称である。

関連サイト・参考資料など

熱中症対策 | 静岡労働局HP

- ・ 応急処置マニュアル
- ・ 隠れ脱水症の見つけ方
- ・ 多言語リーフレット



熱中症予防のための情報・資料サイト | 厚生労働省HP

- ・ 熱中症予防行動
- ・ 応急処置
- ・ 各種啓発資料（リーフレット等）



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン | 厚生労働省HP

- ・ キャンペーン期間（5月～9月、準備期間：4月）における取組事項



熱中症予防情報サイト | 環境省HP

- ・ 熱中症警戒アラート状況
- ・ WBGTの予測値・実測値
- ・ 熱中症について学べる動画



熱中症から身を守るために | 気象庁HP

- ・ 気温の予測情報など



ご清聴ありがとうございました

ご安全に！！

